

公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を 賛助会員規約

公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を（以下「当法人」という）は、賛助会員規約を以下のとおり定める。

（目 的）

第1条 当法人は、“GIVE&GIVE”の理念のもと、一般市民を中心に企業、団体、医療関係者等と連携し、“いま、を生きる”全国の難病と闘う子どもとその家族との対話や体験活動を通じて、誰もが“笑顔と家族の絆、社会との繋がり”の大切さを実感し、夢を持つことができる「美しい社会」の実現に取り組んでいくことを目的とする。

（会 員）

第2条 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を主に資金的に支援する意思を持つ個人及び団体の会員をいう。

（入 会）

第3条 当法人への賛助会員入会に当たっては、本規約を承認のうえ、別に定める入会申込書により当法人に申し込む、又は当法人の指定する寄付金決済専用ウェブサイトから登録を行うものとする。

2 当法人は、当該登録申請者が以下の項目に該当する場合、入会の承認を拒否する場合がある。

（1）過去に、会員規約違反などにより、当法人の会員資格の取消が行われていることが判明した場合。

（2）入会申込書内容に、虚偽の申請をした場合。

（3）その他、当法人が賛助会員とすることを不適切と判断した場合。

（会 費）

第4条 会費は次のように定める。

（1）賛助会員入会金 なし

（2）月会費 1口1,000円 1口以上

（3）月会費は当法人への一般寄付金として受領し、便宜供与のないものとする。

(会費納入)

第5条 賛助会員は、毎月の会費として前条に規定する金額を、当法人の指定する期日までに、指定の方法で納入するものとする。

(議決権)

第6条 賛助会員は、正会員と異なり、当法人の総会での議決権を有さない。

(届出事項の変更)

第7条 賛助会員は、入会申込時に届出た内容に変更があった場合、速やかに当法人に届出るものとし、それ以後も同様とする。

2 賛助会員が前項の届出を怠った場合に、賛助会員に生じた損害について、当法人は当法人の故意または過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

(会員資格の取消)

第8条 当法人は、賛助会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、会員への事前通知及び催告することなく当法人の会員資格を直ちに取り消すことができるものとする。この場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする。また、第三者への資格継承はできない。

- (1) 本規約のいずれかに違反した場合。
- (2) 入会申込時及び届出事項変更時に虚偽の事項を届出したことが判明した場合。
- (3) 当法人の運営・活動を妨害する行為があったと当法人が認めた場合。
- (4) 正当な理由なく会費を滞納し、催告後も応じず納入しない場合。
- (5) 本人が死亡した場合。
- (6) 故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした場合。
- (7) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合。
- (8) その他、当法人が賛助会員として不適切と判断した場合。

(退 会)

第9条 賛助会員は、退会する場合、別に定める退会届を当法人に提出して、任意に退会することができる。但し、その場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとする。

(禁止事項)

第10条 賛助会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
- (2) 他の会員、第三者もしくは当法人に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為。
- (3) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為。
- (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為。
- (5) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (6) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為（当法人が承認した場合を除く）。
- (7) その他、不適切と判断される行為。

(免責事項)

第11条

- (1) 当法人は、賛助会員が被ったいかなる損害についても、損害を賠償する責任を負わないものとする。
- (2) 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えることのないものとする。
- (3) 賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(規約変更)

第12条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。